

男女共同参画推進センター図書利用規則

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 センター内閲覧（第7条）
- 第3章 センター外貸出し（第8条―第15条）
- 第4章 雑則（第16条―第19条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 東北大学男女共同参画推進センター（以下「本センター」という。）の図書の利用について、必要な事項を定める。

（利用者の範囲）

第2条 本センター図書を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 東北大学（以下「本学」という。）の役員及び職員
- (2) 本学の名誉教授及び研究員、研修員、非常勤講師等
- (3) 本学の学生（研究生、科目等履修生等を含む。）
- (4) 本センター図書の利用を申し出た学外者

（利用手続き）

第3条 本センター図書を利用する者は、利用の際に本学が発行する学生証又は身分証明書等（以下「学生証等」という。）の交付を受けるものとする。

- 2 学生証等を所持していない者は、所定の手続きにより利用を申請するものとする。
- 3 一時利用の学外者は、その都度所定の手続きにより利用を申請するものとする。

（利用時間）

第4条 本センター図書の利用時間は、9時から17時までとする。

- 2 センター長が必要と認めるときは、利用時間を変更することがある。

第5条 本センターの休室日には、図書の利用は出来ない。

- 2 本センターの休室日は別に定めるものとする。

（窓口業務）

第6条 本センターの窓口業務は、図書の貸出し、返却等とする。

第2章 センター内閲覧

（閲覧場所）

第7条 本センター内における図書の閲覧場所は、閲覧席とする。

- 2 センター長が特に認めるときは、利用者は、前項以外の場所で図書を閲覧することがで

きる。

(閲覧の制限)

第7条の2 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損が生じる恐れがある場合又は図書が現に使用されている場合においては、閲覧を制限することができる。

(目録及び規則の公示)

第7条の3 図書を利用者の閲覧に供するため、図書の目録及びこの規則を本センター内に常時備え付けるものとする。

第3章 センター外貸出し

(貸出しを受けることのできる者)

第8条 貸出しを受けることのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 第2条(1)－(3)に掲げる者
- (2) その他センター長が特に必要と認めて許可した者

(貸出しをしない図書)

第9条 次の各号に掲げる図書は、貸出しを行わない。

- (1) 貴重書
- (2) 索引・抄録及び目録類
- (3) 辞書、辞典、便覧、数表、人名録、地図等の参考図書
- (5) 当該年度の未製本雑誌
- (4) 本センターの業務上必要な図書
- (5) その他センター長が貸出しを不相当と認めた図書

2 前項の規定にかかわらず、センター長が特に許可した図書については、期間を定めて貸出しを行うことがある。

(貸出しの冊数、期間等)

第10条 図書の貸出しの冊数及び期間は、別に定める。

- 2 センター長が必要と認めるときは、貸出図書の返納を求めることがある。
- 3 センター長が許可するとき、貸出しの冊数、期間等を変更することがある。
- 4 貸出しの予約がないときは、貸出期間の更新を許可することがある。

(貸出しの手続き)

第11条 図書の貸出しを受けようとする者は、所定の方法により、貸出しを申し込まなければならない。

(貸出しの予約)

第12条 他に貸し出されている図書の貸出しを受けようとするときは、予約することができる。

(貸出しを受けた者の責任)

第13条 貸出しを受けた者は、図書を本センターに返納するまで責任を負うものとする。

- 2 貸出図書は、他の者に転貸してはならない。
- 3 貸出図書の亡失、汚損等の事故があったときは、直ちにその旨を本センター職員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(貸出図書の返却)

第14条 貸出しを受けた者は、貸出図書を期間内に必ず返却しなければならない。

- 2 貸出しを受ける資格を失った者は、直ちに貸出図書を返却しなければならない。
- 3 センター長が必要と認める場合は、貸出期間中であっても図書の返却を求めることがある。

(貸出停止)

第15条 貸出図書を期間内に返却しない者には、次の各号に掲げる貸出制限を行う。

- (1) 貸出図書の返却を延滞している者は、貸出しの冊数が限度内であっても、新たな貸出しを受けることができない。
- (2) 貸出期間を越えて返納したときは、延滞日数と同一の期間について貸出しを停止する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、センター長が考慮すべき理由があると認めるときは、貸出停止期間を変更することがある。

第4章 雑則

(相互利用)

第16条 次に掲げる場合で、センター長が必要と認めたときは、支障のない範囲内で所定の手続きにより、所蔵資料の貸出を行う。

- (1) 他大学等の図書館から依頼があったとき
- (2) 公的機関等から文化的な展示会等の開催に必要な資料の依頼があったとき

(規律)

第17条 利用者はセンター内において利用上の注意事項を遵守するとともに、センター職員の指示に従わなければならない。

(利用の停止)

第18条 本センターの規則に違反した者については一定の期間入室を禁じ、又は退室を命ずることができる。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、本センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。